

# 令和 2 年 3 月 1 日適用の新労務単価等の運用に係る特例措置について

国や県が技能労務者への適切な賃金水準を確保するために、令和 2 年 3 月 1 日付けで公共工事設計労務単価を改定したことに倣い、鶴岡市でも同様に 3 月 1 日より新労務単価等を適用します。

これにより、3 月 1 日以降に設計するものについては、新労務単価等を使うこととなりますが、3 月 1 日以降に契約する工事及び業務の中で、改定前の旧単価を使って積算されたものについては、山形県の定めた特例措置と同様に、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、請負代金額が変更された場合は、労務単価改定の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で締結している請負金額の見直しや、技能労働者や技術者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応して下さるようお願いします。

## ■ 措置の内容

新単価の適用に伴い、下記「対象工事及び業務委託」に定める工事及び業務委託の受注者は契約約款の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更する請負代金額の変更協議を請求することができるとするものです。

(工事について様式 1、業務について様式 2 を使用)

## ■ 対象となる工事及び業務委託

令和 2 年 3 月 1 日以降に契約を行う鶴岡市発注の工事及び工事関係業務のうち、令和 2 年 3 月 1 日改定前の旧単価を適用しているもの。

## ■ 請負代金額の変更方法

変更後請負金額は、次の方式により算出します。

$$\boxed{\text{変更後の請負代金額}} = \boxed{\text{新単価適用の設計額}} \times \boxed{\text{当初契約の落札率}}$$

※ 令和 2 年 2 月 29 日以前の契約工事においても、基準日以後の残工事期間が 2 か月以上あるものについては約款第 26 条第 6 項の運用をすることとなりますが、運用詳細については平成 26 年 2 月通知と同様でありますので申し添えます。